「(仮称) 板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」の素案(概要)

1 計画の目的

平成 28 年自殺対策基本法改正により、すべての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務づけられた。板橋区においても、地域の実情を踏まえ、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が目指す「誰一人として取り残さない社会」の実現をめざし、「(仮称) 板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」を策定する。

2 計画の構成

(1) 第1章 計画策定の趣旨等 (P1~P4)

計画策定の趣旨、位置づけと関連する他計画との関係、計画期間及び数値目標を示す。

- ●計画期間は令和2(2020)年度~令和4(2022)年度の3年間とする。
- ●計画の数値目標は、国の目標にあわせ、平成 27 (2015) 年と比べて令和 8 (2026) 年までに自殺死亡率を 30%以上減少させる。

	平成 27 (2015) 年	令和8 (2026) 年目標
板橋区自殺死亡率(人口動態統計)	18.9	13.0以下
板橋区自殺者数 (人口動態統計)	100 人	70 人以下
国 自殺死亡率	18. 5	13.0以下

(2) 第2章 板橋区の自殺の現状 (P5~P13)

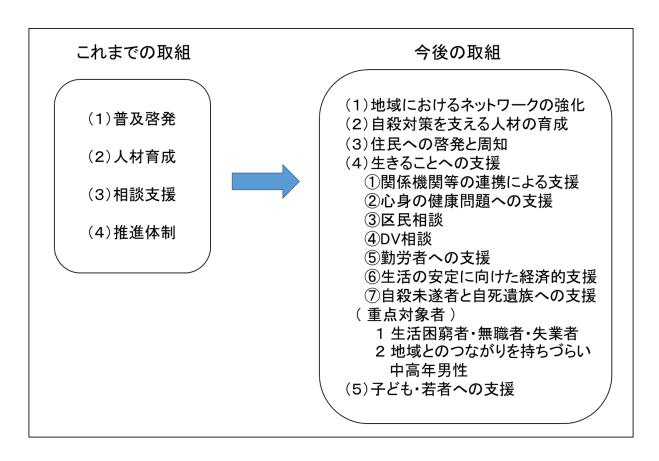
各種統計資料を用いて、板橋区の自殺の現状と特徴を示す。

板橋区の自殺の特徴

- ・40 歳代の自殺者数がもっとも多く(22%)、30 歳代(16%)、 50 歳代(16%)がこれに続く
- ・60 歳代以上の自殺者総数は全体の31%を占める
- 男性の自殺者数が女性の約2倍多い
- ・無職(学生・主婦・失業者・年金生活者)の人が全体の自殺者数の65%を占める
- ・最終的な原因・動機は「健康問題」が最も多い

(3) 第3章 板橋区の自殺対策への取り組み (P14~P33)

板橋区はこれまで国の自殺総合対策大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「普及啓発」「人材育成」「相談支援」「推進体制」の4つの面で関係機関間の連携を進めてきた。これを踏まえ、全国的に実施することが望ましいと国が示している5つの基本施策に沿い、板橋区の自殺の現状に即して「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることへの支援」「子ども・若者への支援」の5つの面からさらなる取組を進めていく。



(4) 第4章 自殺対策の推進体制 (P34)

全庁的な取り組みとするため推進本部を設け、具体的な検討や事業のために幹事会(課長級)、作業部会(係長級)を置く。また、外部の有識者や関係機関の意見を聞くため協議会を設ける。

計画の進行管理と評価のため、今後の取組で挙げた新規に取り組む事業と、継続する既存事業のうち、各基本施策の中で代表的な事業の実施状況を集約し、板橋区自殺対策推進本部に報告する。また、いたばし健康プランの評価も活用し、本計画の数値目標達成をめざす。

(5) 資料編

要綱、委員名簿、審議経過を掲載する。

3 これまでの経過と今後のスケジュール(予定)

年度	日時	会議名等	内 容
Н30	7月6日	庁内準備会	基本方針の検討
	8月21日	自殺対策計画推進本部	基本方針の検討
	9月27日	健康福祉委員会	基本方針の報告
	12月18日	自殺対策地域協議会	計画(骨子案)の検討
	2月1日	自殺対策計画策定作業部会	計画(骨子案)の検討
	3月20日	自殺対策計画推進本部幹事会	計画(骨子案)の検討
R1	4月24日	自殺対策計画推進本部	計画(骨子案)の決定
	5月28日	自殺対策計画策定作業部会	計画 (素案) の検討
	6月24日	自殺対策計画推進本部幹事会	計画 (素案) の検討
	7月29日	自殺対策地域協議会	計画 (素案) の検討
	8月20日	自殺対策計画推進本部	計画 (素案) の決定
	9月27日	健康福祉委員会	計画 (素案) の報告
	10月12~28日	パブリックコメント募集	
	11月7日	自殺対策計画策定作業部会	最終計画(案)の検討
	11月19日	自殺対策計画推進本部幹事会	最終計画 (案) の検討
	12月13日	自殺対策地域協議会	最終計画 (案) の検討
	1月20日	自殺対策計画推進本部	最終計画 (案) の決定
	2月18日	健康福祉委員会	計画の報告・策定